

建築物環境計画書制度の改正についてご意見を募集します

東京都では、延床面積2千㎡以上の大規模建物の新築等の計画段階から、建築主の環境に対する積極的な取組を誘導することを目的に、環境確保条例により、建築主に省エネ性能基準等への適合と、建築物環境計画書の提出等を義務付けております。

近年の新築建築物の脱炭素化をとりまく状況を踏まえ、専門家等による検討会を設置し、建築物環境計画書改正の検討を行ってきました。

このたび、別紙のとおり改正案をとりまとめましたので、下記のとおり、都民・事業者の皆様からご意見を募集いたします。

今後、いただいたご意見を踏まえ、東京都環境確保条例の改正を行う予定です。

（背景・経緯）

2050年ゼロエミッション東京の実現に向け、2025年4月から、建築物環境計画書制度を改正し、省エネ性能基準の強化、再生可能エネルギー利用設備設置基準及び電気自動車充電設備整備基準への適合を義務付けるとともに、全国で初めてとなる、建設時のCO₂排出量削減の評価を開始しました。

その後、国における2028年度からのライフサイクルカーボン算定結果の届出義務の法制化の進展や、2030年開始予定のZEB/ZEH水準の確実な達成を目指す観点から、東京都新築建築物制度改正に係る技術検討会において、ライフサイクルカーボンの削減に寄与する新たな取組や省エネ基準の更なる強化について、専門家等の意見を踏まえた検討を行ってきました。

記

1 意見募集の内容

別紙1「建築物環境計画書制度の改正（案）について」のとおり

2 募集期間

令和8年9月9日（水曜日）から同年10月9日（金曜日）まで

3 ご意見の提出方法

Web又は郵送のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

（1）Webによる提出

提出フォーム（※）からご提出ください。

※ <https://logoform.jp/form/tmgform/1686344>

こちらの二次元コードからアクセスできます。



（裏面に続く）

(2) 郵送による提出(10月9日(金曜日)必着)

提出様式【別紙2】にご記入いただき、以下の提出先までご郵送ください。

・提出先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都環境局 気候変動対策部 環境都市づくり課 環境建築物担当 宛

<共通事項>

ご意見の提出に当たっては、下記事項を記載してください。

個人の方：氏名、お住まいの地域(区市町村名まで)

法人の方：法人名、所在地(区市町村名まで)

4 留意事項

- ・ご意見は日本語で記載してください。

- ・郵送の場合、封筒表面には、必ず

「建築物環境計画書制度の改正についての意見」とご記載をお願いいたします。

- ・お寄せいただいたご意見については、氏名、住所等の個人情報を伏せた上で、公開することがございます。また、その際、いただいたご意見を要約する場合がございます。
- ・ご意見に対して個別の回答はいたしませんので、予めご了承ください。

5 検討の状況

東京都新築建築物制度改正等に係る技術検討会のホームページから資料をご確認いただけます。

URL https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/green_building/gijutsu_kentokai

こちらの二次元コードからもアクセスできます。



本件は、「[2050 東京戦略](#)」を推進する取組です。

戦略 20 ゼロエミッション「エネルギー効率の最大化」

2050東京戦略
～東京 もっとよくなる～



2050 東京戦略▲

【問合せ先】

環境局 気候変動対策部 環境都市づくり課

電話 03-5320-7937